

大阪市此花区役所と社会福祉法人大阪暁明館との包括連携協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と社会福祉法人大阪暁明館（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして連携・協力し、双方の資源を活かした事業に協働で取り組むことにより、もって区民の健康福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力して次のことを行う。

- (1) 健康福祉の増進に関すること
- (2) 地域社会の活性化に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲乙双方合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定は協定日から令和8年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和7年3月12日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
大阪市此花区長 中島 政人

乙 大阪市此花区西九条5丁目4番8号
社会福祉法人大阪暁明館 理事長 古城 資久